

消費課税 車体課税の見直し

1. 改正の概要

消費税の増税により、保有に係る税負担を恒久的に引き下げることにより自動車ユーザーの負担を軽減し、需要を平準化をするとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図る。

(1) 自動車税

・自家用乗用車(三輪の小型自動車を除く。)に係る種別割の税率を次のとおりとする。

総排気量	改正前	改正後	減税額
1,000cc 以下	29,500円	25,000円	4,500円
1,000cc 超 1,500cc 以下	34,500円	30,500円	4,000円
1,500cc 超 2,000cc 以下	39,500円	36,000円	3,500円
2,000cc 超 2,500cc 以下	45,000円	43,500円	1,500円
2,500cc 超 3,000cc 以下	51,000円	50,000円	1,000円

総排気量	改正前	改正後	減税額
3,000cc 超 3,500cc 以下	58,000円	57,000円	1,000円
3,500cc 超 4,000cc 以下	66,500円	65,500円	1,000円
4,000cc 超 4,500cc 以下	76,500円	75,500円	1,000円
4,500cc 超 6,000cc 以下	88,000円	87,000円	1,000円
6,000cc 超	111,000円	110,000円	1,000円

・適用時期

2019年10月1日以後に新車登録を受けたものに適用。

(2) エコカー減税

① 自動車重量税

・軽減割合を変更し、適用期限が2年延長。

改正前 ~2019.4.30	2020年度燃費基準(ガソリン車・LPG車)						電気自動車等
	達成	+10%	+20%	+40%	+50%	+90%	
軽減割合	▲25%	▲50%	▲75%	免税	免税※1	免税※1	免税※1

※1 初回継続検査時においても免税

改正後 2019.5.1~	2020年度燃費基準(ガソリン車・LPG車)						電気自動車等
	達成	+10%	+20%	+40%	+50%	+90%	
軽減割合	▲25%	▲25%	▲50%	免税	免税	免税※1	免税※1

※1 初回継続検査時においても免税

・適用時期

2019年5月1日~2021年4月30日に新車登録を受けたものに適用。

電気自動車等とは、電気自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル乗用車をいう。

② 自動車取得税

・軽減割合を変更し、適用期限が6月延長。

改正前 ~2019.3.31	2020年度燃費基準(ガソリン車・LPG車)				電気自動車等
	達成	+10%	+20%	+40%	
軽減割合	▲20%	▲40%	▲60%	▲80%	非課税

改正後 2019.4.1~	2020年度燃費基準(ガソリン車・LPG車)				電気自動車等
	達成	+10%	+20%	+40%	
軽減割合	▲20%	▲25%	▲50%	▲50%	非課税

電気自動車等とは、電気自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル乗用車をいう。

・適用時期

2019年4月1日~2019年9月30日に新車登録を受けたものに適用(消費税増税後廃止)。

消費課税 車体課税の見直し

(3) グリーン化特例

- ①環境性能割が自動車税・軽自動車税に導入されることを契機に、自家用乗用車に係るグリーン化特例(軽課)の適用対象を、電気自動車等※1に限定する(75%軽減)。
- ②トラック・バス、営業用乗用車に係るグリーン化特例(軽課)は変更なく、現行の適用期限を2年延長。

2019・2020年度新車新規登録			
区分			軽減率
乗用車	電気自動車等※1		▲75%
	ガソリン・ガソリンハイブリット車	2020年度燃費基準+30%達成	
		2020年度燃費基準+10%達成	▲50%
軽自動車	電気自動車等※1		▲75%
	ガソリン・ガソリンハイブリット車	2020年度燃費基準+30%達成	▲50%
		2020年度燃費基準+10%達成	▲25%

2021・2022年度新車新規登録		
区分		軽減率
乗用車	電気自動車等※1	▲75%
	適用対象外	
軽自動車	電気自動車等※1	▲75%
	適用対象外	

※1 電気自動車等とは、電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車及び軽油自動車をいい、軽自動車のグリーン化特例においては、電気自動車及び天然ガス自動車をいう。

(3) 適用時期

2021年4月1日以後に新車登録を受けたものに適用。

(4) 環境性能割

- ①非課税又は税率の適用区分を車両の環境性能に応じて見直しする。

改正前	右記以外※2	2015年度燃費基準	2020年度燃費基準			電気自動車等※1
		+10%	達成	+10%	+20%	
乗用車(自家用)	3%	2%	1%	非課税		
軽自動車(自家用)		2%	1%	非課税		

改正後	右記以外※4	2015年度燃費基準	2020年度燃費基準			電気自動車等※3
		+10%	達成	+10%	+20%	
乗用車(自家用) ※5	3%	3%	2%	1%	非課税	
軽自動車(自家用) ※5		2%	1%	非課税		

※1 電気自動車、天然ガス自動車(2009年排出ガス規制に適合するもの)、充電機能付電力併用自動車(乗用車)、軽油自動車(2009年排出ガス規制に適合するもの)

※2 次のいずれかに該当する場合には、右記以外に該当する。

2005年排出ガス規制に適合していない場合
2005年排出ガス基準値の1/4を超える場合

※3 電気自動車、天然ガス自動車(2018年排出ガス規制に適合するもの)、充電機能付電力併用自動車(乗用車)、軽油自動車(2018年排出ガス規制に適合するもの)

※4 次のいずれかに該当する場合には、右記以外に該当する。

2005年排出ガス規制に適合していない場合
2005年排出ガス基準値の1/4を超える場合
2018年排出ガス規制に適合していない場合
2018年排出ガス基準値の1/2を超える場合

※5 2019年10月1日から2020年9月30日までの間に取得した乗用車(自家用)、軽自動車(自家用)については、税率を1%軽減。

(2) 適用時期

自動車取得税廃止後(2019年10月1日)に取得したものに適用。